



第94回

民法改正 (4)

前回から保証に関する改正について取り上げています。今回は、保証契約における情報提供義務についてご説明します。

改正民法では、保証人保護の観点から、①保証契約締結時の情報提供義務、②主たる債務の履行状況に関する情報提供義務、③主たる債務者が期限の利益を喪失したときの情報提供義務が定められました。

1 保証契約締結時の情報提供義務

主たる債務者は、事業のために負担する債務を主債務とする保証または主債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をする場合、委託を受ける保証人(個人のみ)に対して、①財産及び収支の状況、②主債務以外に負担してい

る債務の有無並びにその額及び履行状況、③主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容に関する情報を提供する義務を負います。

事業のための債務は多額になりやすいため、保証人になろうとする者に対して十分な情報を与え、保証契約の締結について慎重に検討することを可能にするための制度です。

これに違反して保証契約が締結された場合、債権者が主たる債務者の情報提供義務違反を知りまたは知ることができたときは、保証人は保証契約を取り消すことができます。

2 主債務の履行状況に関する情報提供義務

債務者の委託を受けた保証人(法人を含む)から請求があった場合、債権者は、①主債務の元本及び主債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのものについての不履行の有無、②それらの残額、③そのうち弁済期が到来しているものの額について、保

証人に情報を提供する義務を負います。

対象となる契約はすべての保証契約であり、主たる債務が事業のための債務であるものに限りません。

保証人にとって、保証契約後も主債務者がきちんと債務を履行しているのかどうかは重要な関心事です。

主債務の履行状況について債権者から情報提供を受けることにより、保証人は、主債務者の債務不履行を知らないうちに損害金が膨れあがってしまうという事態を避けることができます。

3 主債務者が期限の利益を喪失したときの情報提供義務

主債務者が期限の利益を有する場合でその利益を喪失したときは、債権者は、保証人(個人のみ)に対し、期限の利益の喪失を知った時から2か月以内に、その旨を通知する義務を負います。

この情報提供義務も、すべての保証契約が対象になります。債権者がこの義務に違反した

場合、債権者は、主債務者の期限の利益喪失の時からその通知が実際に行われるまでに生じた遅延損害金について、保証人に対して請求することができます。

主債務者が期限の利益を喪失した場合、保証人も期限の利益を喪失することになりますが、遅延損害金について保証債務の範囲を制限することにより、保証人の責任が過大なることを防止するための制度です。

今回は、債権譲渡に関する民法改正についてご説明します。



田中伸山
山下江法律事務所
副代表・
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

山下江法律事務所
広島本部・呉・東広島・福山・岩国支部
山下江 検索

- ☑ 契約書チェック
- ☑ 債権回収
- ☑ 労務問題など

◆ 企業法務相談料 30分5千円 (+ 税)
◆ 案件により着手金無料 (応相談)
企業法務専門サイトあります
<https://www.hiroshima-kigyoo.com>



予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09